

第26号議案

学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和2年3月27日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会訓令第四号

文京区立幼稚園
文京区立小学校
文京区立中学校

学校職員出勤簿整理規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第六号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十七日

文京区教育委員会

第二条第三号を次のように改める。

三 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二の規定に基づき東京都教育委員会に任用され、区立学校に勤務する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）

別表第三号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削り、同表第四号、第十二号、第十六号、第二十号、第二十七号、第三十七号、第三十八号及び第四十二号中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同表第四十三号及び第四十四号中「（一般職非常勤職員を除く。）」を削り、同表第四十五号及び第五十三号から第五十五号までの規定中「一般職非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同号を同表第五十六号とし、同表第五十四号の次に次の一号を加える。

五十五 育児欠勤

育 欠

付 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

学校職員出勤簿整理規程（平成十二年教育委員会訓令第六号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条（略） （定義）</p> <p>第二条 この規程において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 <u>地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二の規定に基づきき東京都教育委員会に任用され、区立学校に勤務する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）</u></p> <p>第三条～第七条（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この訓令は、令和二年四月一日から施行する。</u></p> <p>別表（第五条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>第一条（略） （定義）</p> <p>第二条 この規程において「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 <u>都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）に基づき区立学校に派遣された日勤講師及び東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）に基づき任用された非常勤の職員（以下「一般職非常勤職員」という。）</u></p> <p>第三条～第七条（略）</p> <p>別表（第五条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p>

【別記1】

改正後（案）

事由	出勤簿表示
一～三 (略)	(略)
四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七第一項の規定による他の地方公共団体への派遣又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）第二条第一項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年六月文京区条例第二十四号）第二条第一項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣（ <u>会計年度任用職員</u> を除く。）	(略)
五～十一 (略)	(略)
十二 病氣休暇（ <u>会計年度任用職員</u> を除く。）	(略)
十三～十五 (略)	(略)
十六 妊娠症状対応休暇（ <u>会計年度任用職員</u> を除く。）	(略)
十七～十九 (略)	(略)
二十 出産支援休暇（ <u>会計年度任用職員</u> を除く。）	(略)
二十一～二十六 (略)	(略)
二十七 ボランティア休暇（ <u>会計年度任用職員</u> を除く。）	(略)
二十八～三十六 (略)	(略)

三十七	勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除（ <u>会計年度任用職員</u> を除く。）	(略)
三十八	自己啓発等休業（ <u>会計年度任用職員</u> を除く。）	(略)
三十九～四十一	(略)	(略)
四十二	配偶者同行休業（ <u>会計年度任用職員</u> を除く。）	(略)
四十三	休職	(略)
四十四	停職	(略)
四十五	地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書の規定による職員団体等の業務従事（ <u>会計年度任用職員</u> を除く。）	(略)
四十六～五十二	(略)	(略)
五十三	傷病欠勤（ <u>会計年度任用職員のみ</u> ）	(略)
五十四	介護欠勤（ <u>会計年度任用職員のみ</u> ）	(略)
五十五	育児欠勤（ <u>会計年度任用職員のみ</u> ）	(略)
五十六	勤務を割り振り振られない日（ <u>会計年度任用職員のみ</u> ）	(略)

育 欠

現行

事由	出勤簿表示
一～三 (略)	(略)
四 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七第一項の規定による他の地方公共団体への派遣又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年東京都条例第十二号)第二条第一項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年六月文京区条例第二十四号)第二条第一項の規定による外国の地方公共団体の機関等への派遣(一般職非常勤職員を除く。)	(略)
五～十一 (略)	(略)
十二 病氣休暇(一般職非常勤職員を除く。)	(略)
十三～十五 (略)	(略)
十六 妊娠症状対応休暇(一般職非常勤職員を除く。)	(略)
十七～十九 (略)	(略)
二十 出産支援休暇(一般職非常勤職員を除く。)	(略)
二十一～二十六 (略)	(略)
二十七 ボランティア休暇(一般職非常勤職員を除く。)	(略)
二十八～三十六 (略)	(略)
三十七 勤務の軽減措置による職務に専念する義務の免除(一般職非常勤職員を除く。)	(略)
三十八 自己啓発等休業(一般職非常勤職員を除く。)	(略)
三十九～四十一 (略)	(略)

四十二	配偶者同行休業（ <u>一般職非常勤職員</u> を除く。）	(略)
四十三	休職（ <u>一般職非常勤職員</u> を除く。）	(略)
四十四	停職（ <u>一般職非常勤職員</u> を除く。）	(略)
四十五	地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書の規定による職員団体等の業務従事（ <u>一般職非常勤職員</u> を除く。）	(略)
四十六～五十二	(略)	(略)
五十三	傷病欠勤（ <u>一般職非常勤職員のみ</u> ）	(略)
五十四	介護欠勤（ <u>一般職非常勤職員のみ</u> ）	(略)
五十五	勤務を割り振られない日（ <u>一般職非常勤職員のみ</u> ）	(略)

